

スポーツ界で問題となった主な事案の分類と対応するコード（案）の原則（1）

参考資料2

類型	内容・具体例	原則
①NF等の役員による強権的・独善的運営により不祥事が生じた場合	一部役員による強権的・独善的運営に対して会議体等を通じた是正が図られず、不祥事が生じた類型 ○会長の強権的・独善的運営を背景として、助成金の不正配分や審判員への心理的圧力による自主性の阻害、不当な会員の除名処分など様々な不祥事が生じた事案 [H30、日本ボクシング連盟]	原則2(役員等の多様性の確保、理事の年齢制限、再任回数の上限)
②NF等の会議体運営に問題があった場合（内部対立、役員改選問題）	役員間等の内部対立、役員改選をめぐるトラブルなどNF等の意思決定や会議体運営に問題があった類型 ○評議員会における役員選任の結果をめぐり当該連盟内で紛争が発生し、役員交代が行われない状態が生じた事案 [H25、日本アイスホッケー連盟] ○理事会決議で制定された賞罰規程に基づき社員の資格停止処分を受けた社員は社員総会での議決権の行使ができないという、一般法人法違反が生じた事案 [H25、日本テコンドー協会]	原則3(組織運営等の規程の整備)
③NF等の具体的業務運営に問題があった場合（内部ルール違反）	NF等の具体的業務運営において、運営規程がない、又は運営規程に違反していた類型 ○理事会の決議を経ず、業務執行理事会の決議により女子日本代表監督を解任したことについて、定款等の規程に違反し、取り消されるべきとされた事案 [H26、日本ホッケー協会] ○告知聴聞や総会決議を経ずに会員の除名処分が行われた事案 [H29、日本ボクシング連盟]	原則3(組織運営等の規程の整備)
④NF等において組織内犯罪が行われた場合（不正経理等）	NF等内において犯罪、刑事事件が起きた類型 ○業者との癒着による経費の水増し請求、理事への報酬規程にない手当の支給などが判明し、会長及び専務理事が背任罪に問われた事案 [H18、日本スケート連盟]	原則3(組織運営等の規程の整備) 原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育) 原則8(法務会計の体制構築)
⑤NF等の内部において暴力、ハラスメントなどコンプライアンス上の問題があった場合	NF等の内部において、組織の構造的な問題等に関わる暴力、ハラスメント等があった類型 ○女子代表チーム監督による慢性的な暴力行為、パワーハラスメントが発覚した事案 [H25、全日本柔道連盟] ○女子強化委員長によるコーチ、選手へのパワーハラスメントが発覚した事案 [H30、日本レスリング協会]	原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育)
⑦NF等に所属する選手等がコンプライアンス違反の行為を行った場合	スポーツ団体の役職員、選手・指導者が法令や規則に違反する行為を行った類型 ○選手が違法カジノ店で賭博をしていたことが発覚した事案 [H28、日本バドミントン協会] ○選手が、他の選手がドーピング検査で陽性となるよう、飲み物に薬物を混入させた事案 [H29、日本カヌー連盟] ○アジア大会に参加した男子選手が日本代表選手団の公式ウェアを着て歓楽街に赴き、違法である買春行為に及んだ事案 [H30、日本バスケットボール協会]	原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育)

スポーツ界で問題となった主な事案の分類と対応するコード（案）の原則（2）

類型	内容・具体例	原則
⑧ N F 等の 会計処理に問題 があった場合（不適切経理）	<u>上記③の類型に含まれるものの、日本のN F 等で頻発している会計処理に関する類型</u> ○代表理事の主導による簿外資金の存在、代表理事個人の財布と法人の会計の未区分等から、公益目的事業を適正に実施し得るだけの経理的基礎の不備を指摘された事案 [H26、全日本テコンドー協会] ○JSCからの再委託事業において、実際に支出した費用と異なる金額の領収書をコーチ・選手に作成させ、実費よりも高額な再委託費を受けていたことが発覚した事案 [H26、日本フェンシング協会] ○会長の指示により、アスリート助成金の交付対象である選手に、他の選手への不正な配分を行わせた事案 [H30、日本ボクシング連盟]	原則6(法務会計の体制構築)
⑨ N F 等の 情報公開に問題 があった場合（情報隠蔽、説明責任の不履行）	<u>N F 等の情報公開に問題があった類型</u> ○使用する球の仕様を変更したことや仕様上の欠陥が生じた球が使用されていたことについて、選手等に対する説明や公表が行われていなかった問題[H25、日本野球機構] ○国際大会への選手のエントリー手続を失念していたことについて、問い合わせた選手に対して虚偽の説明をした上、他の選手には速やかな連絡を行わず、公表もしていなかったことが発覚した事案 [H29、日本バレーボール協会]	原則7(情報開示)
⑩ NF 等における 通報制度の不備、運用上の問題 があった場合	<u>N F 等の通報制度の不備、運用上の問題があり、迅速かつ適切な対応がなされなかった類型</u> ○第三者委員会による調査が必要になったような不祥事事案では、選手によるマスコミ等への告発、SNSを通じた告発が行われるなど、NF等の通報制度が有効に機能していた（又はその利用促進、周知等が十分に図られていた）とは考えにくい事案が多く見受けられた。	原則9(通報制度)
⑪ N F 等の 懲罰、紛争解決に問題 があった場合（ルール不備、適用の問題点）	<u>N F 等の懲罰、紛争解決方法に問題があった類型</u> ○ドーピング規定違反としてなされた選手への懲戒処分について、日本アンチドーピング機構（JADA）各チートクター等が規定違反に当たらないとの見解を示す中、懲戒処分の見直しが行われず、選手が多額の費用を負担してスポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴し、当該処分が取り消されるまで1年以上の時間を要した事案 [H19、日本プロサッカーリーグ]	原則10(懲罰制度) 原則11(紛争解決制度)
⑫ N F 等の 危機管理に問題 があった場合	<u>N F 等のトラブルが発生した場合に、その危機管理に問題があった類型</u> ○力士暴行士事件について、事件から3か月経った後に独自調査を行わないことを表明し、社会的な批判を受けるに至った事案 [H20、日本相撲協会] ○女子代表チーム監督による慢性的な暴力行為やパワーハラスメントについて、問題が発覚した後も当該監督を続投させ、選手によるJOCへの告発が報道されるまで3か月以上公表せず、社会的な批判を受けるに至った事案 [H25、全日本柔道連盟]	原則12(危機管理体制)
⑬ 地方組織（都道府県協会・連盟）等においてコンプライアンス上の問題 があった場合	<u>地方組織において不適切な経理処理等の組織運営上の問題が生じたり、指導現場において暴力行為等が生じたりした類型</u> ○地方組織等はNFに比して人的・財政的基盤はより脆弱であり、公的支援に係る不適切な経理処理等の問題が生じている場合がある。また、各地域の指導現場において、暴力行為が生じている場合がある。	原則13 （地方祖意識等に対する指導助言、支援）